

那珂川町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

～ 持続可能な社会のために ～



2026(令和8)年度 中間見直し

2019(令和元)年 11 月策定

那珂川町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 気候変動の影響	1
2 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向・取組	1
第2章 基本的事項	4
1 計画の目的	4
2 対象とする範囲	4
3 対象とする温室効果ガス	4
4 計画期間	4
5 上位計画及び関連計画との位置づけ	5
第3章 温室効果ガスの排出状況	6
1 温室効果ガスの総排出量	6
2 温室効果ガスの排出量の増減要因	8
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	9
1 目標設定の考え方	9
2 温室効果ガスの削減目標	9
第5章 目標達成に向けた取組	11
1 取組の基本方針	11
2 具体的な取組内容	11
第6章 計画の推進体制と進行管理	16
1 推進体制	16
2 点検・評価・見直し体制	17
3 進捗状況の公表	17

第1章 計画策定の背景

1 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向・取組

（1）国際的な動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのネット・ゼロを目標として掲げる動きが広がりました。

(2) 国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。2025（令和7）年2月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。また、同計画においては、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されています。

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

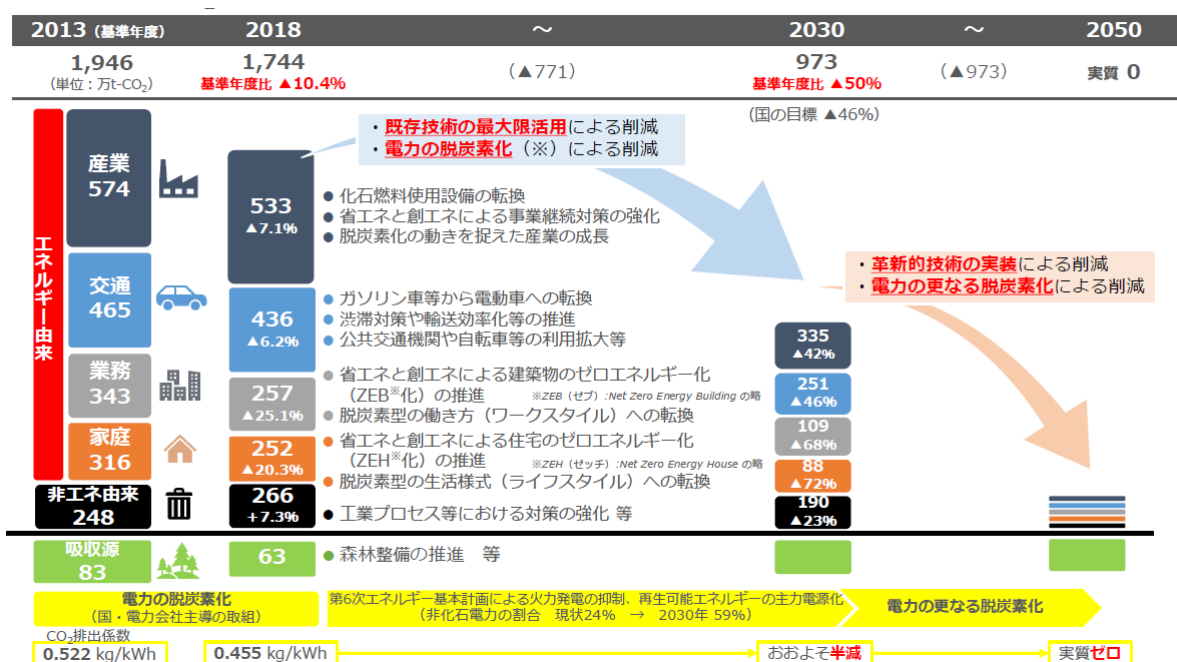
図 1-1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

〔出典：環境省 2025（令和7）年「地球温暖化対策計画」〕

(3) 栃木県の取組

栃木県は、2023（令和5）年4月に「栃木県カーボンニュートラル実現条例」を制定し、県、事業者及び県民の各主体が2050年のカーボンニュートラル実現に向けて取り組むべき施策・方策を示したロードマップを示し、「①温室効果ガス排出量の早期削減」、「②エネルギーの地域内循環の実現」及び「③脱炭素化の動きを捉えた県内産業の成長」を目指すべき方向性として定めています。

また普及啓発活動として、2017（平成29）年に県内全25市町と共同宣言を行った「COOL CHOICE とちぎ」県民運動の基本理念を継承しつつ、新たに、2024（令和6）年度からは脱炭素を軸とする「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」を開始しました。

図 1-2 栃木県のCO₂排出(削減)目標

〔出典：2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ〕

(4) 本町における地球温暖化対策のこれまでの取組

本町では、2009（平成 21）年 3 月に「那珂川町環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策を含む環境施策について、総合的・計画的に推進してきました。

また、2010（平成 22）年 3 月に「地球温暖化防止実行計画書」を策定し、町の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減等の措置を講じてきました。2019（令和元）年 11 月、国計画の削減目標に沿った「地球温暖化対策実行計画」を策定し、現在まで温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

2020（令和 2）年 7 月には「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すこととしました。

さらに、2026（令和 8）年 3 月には、町民や事業者と連携を図りながら、温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応について総合的・計画的に取り組むため、「那珂川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、2019（令和元）年11月、「地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

近年の国の動向や取り巻く状況の変化、各施策の取り組み状況等を本計画に的確に反映させ、温室効果ガスの排出量削減を着実に進めるため、中間見直しを行いました。

2 対象とする範囲

那珂川町事務事業編の対象範囲は、本町が実施する全ての事務事業とします。また、対象となる施設は、本町が所有する全ての施設とします。

3 対象とする温室効果ガス

那珂川町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

4 計画期間

那珂川町事務事業編が対象とする計画期間については、2030（令和12）年度までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、2019（令和元）年度から2030（令和12）年度末までを計画期間とします。なお、国、県の関連計画及び本計画の取組状況を踏まえ、定期的に計画内容の見直しを行っていくものです。

2013 年 (平成 25 年)	...	2019 年 (令和元年)	...	2024 年 (令和 6 年)	2026 年 (令和 8 年)	...	2030 年 (令和 12 年)
基準年度	...	計画年度	...	現状年度	計画見直し	...	目標年度
← 計画期間 →							

図 2-1 本町における基準年度、目標年度及び計画期間

5 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、上位計画である「那珂川町総合振興計画」や「那珂川町環境基本計画」、及び、「那珂川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」などの関連計画などと連携・整合性を図りながら、地球温暖化対策に積極的に取り組むためのものです。

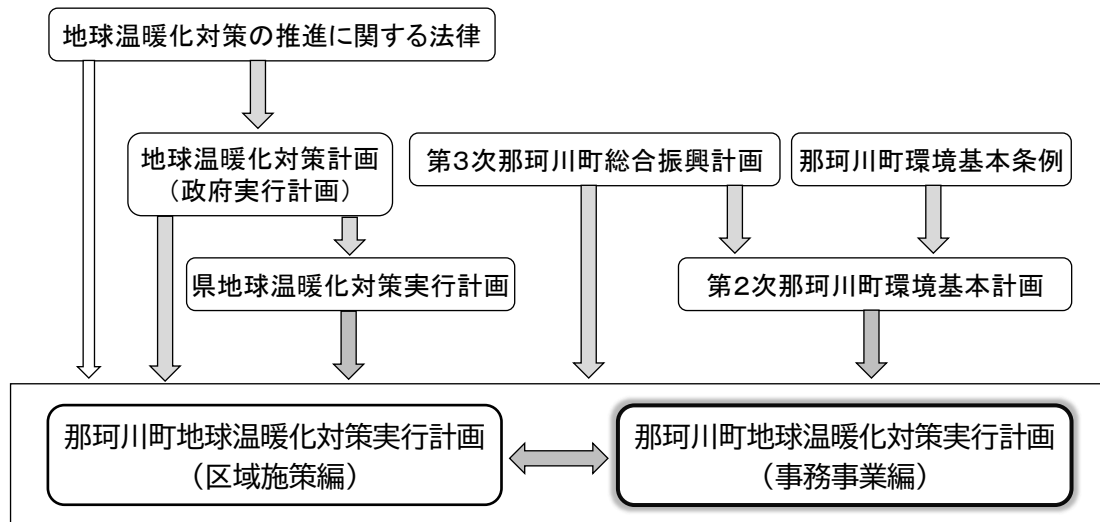


図 2-2 本計画の上位計画及び関係計画

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの総排出量

本町の事務事業における 2024（令和 6）年度の温室効果ガス排出量は、3,630.83 t-CO₂^{※1}となっています。

施設別では、水道施設が全体の 31%を占め、次いで学校・認定こども園 14%、福祉施設 12%、観光施設 11%となっています。

建物別による排出量の上位は、役場本庁舎 9%、屋内水泳場 8%、小川総合福祉センター 7%、給食センター 6%、馬頭総合福祉センター 5%、馬頭広重美術館 4%となっています。

また、エネルギー種別では、電気が全体の 80%、次いで灯油 8%、重油 7%、軽油 3%、ガソリン 2%となっています。

表 3-1 部門別排出量の状況と年度比較

施設名	2013（平成 25）年度		2024（令和 6）年度		CO ₂ 排出量
	CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	排出割合(%)	CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	排出割合(%)	増減率(%)
役場本庁舎	257.52	6.84	328.73	9.05	27.65
街路灯他	295.86	7.85	299.51	8.25	1.23
福祉施設	640.32	17.00	451.40	12.43	-29.50
農林施設	27.47	0.73	25.41	0.70	-7.50
観光施設 ^{※2}	520.83	13.82	419.31	11.54	-19.50
学校・認定こども園	911.10	24.18	530.97	14.64	-41.72
生涯学習施設	166.75	4.43	111.13	3.06	-33.36
運動施設	115.09	3.05	334.69	9.22	190.81
水道施設	832.81	22.10	1,129.68	31.11	35.65
合計	3,767.75	100	3,630.83	100	-3.63

※1 本計画では CO₂排出量の単位を kg-CO₂を基本としているが、2013（平成 25）年度で使用する単位が t-CO₂であり、kg-CO₂に換算することが困難であることから、年度間の比較において使用する単位は t-CO₂とする。

※2 「町営温泉ゆりがねの湯」の CO₂排出量について

本計画の基準年度である 2013（平成 25）年度の CO₂排出量については、エネルギー別活動量（使用量）が把握できたことから算出することができたが、2024（令和 6）年度については、エネルギー別活動量（使用量）が把握できず、CO₂排出量が算出できなかった。そのため、2024（令和 6）年度の CO₂排出量については、計画策定年度の 2019（令和元）年度の数値を使用。

表 3-2 建物別排出量の状況と年度比較（2024 年度 CO₂排出量上位 6 施設）

施 設 名	2013（平成 25）年度		2024（令和 6）年度	
	CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	排出割合(%)	CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	排出割合(%)
役場本庁舎 ※3	192.13	5.10	328.73	9.05
屋内水泳場 ※4	—	—	286.91	7.90
小川総合福祉センター	407.45	10.81	270.10	7.44
給食センター	309.45	8.21	211.88	5.84
馬頭総合福祉センター	215.96	5.73	181.30	4.99
広重美術館	182.19	4.84	147.84	4.07

※3 役場本庁舎は 2017（平成 29）年度供用開始。基準年度の 2013（平成 25）年度は旧庁舎。

※4 屋内水泳場は 2022（令和 4）年度開館。

表 3-3 エネルギー種別 CO₂排出量換算表（2024 年度）

種 別	使用量（活動量）	排出係数	排 出 量(kg-CO ₂)	排出割合(%)
電 気	7,102,005 kWh	0.408 kg-CO ₂ /kWh	2,897,613	79.81
ガソリン	34,356 L	2.32 kg-CO ₂ /L	79,705	2.20
灯 油	110,993 L	2.49 kg-CO ₂ /L	276,372	7.61
軽 油	41,705 L	2.58 kg-CO ₂ /L	107,597	2.96
重 油	97,200 L	2.71 kg-CO ₂ /L	263,412	7.25
液化石油ガス(LPG)	2,042 kg	3.00 kg-CO ₂ /m ³	6,126	0.17
合 計	—	—	3,630,830	100

表 3-4 エネルギー種別使用量の状況と年度比較

種 別	2013（平成 25）年度		2024（令和 6）年度		使用量 増減率 (%)	排出量 増減率 (%)
	使用量	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)		
電 気 (kWh)	5,690,500	2,988	7,102,005	2,898	24.80	-3.01
ガソリン (L)	43,578	101	34,356	80	-21.16	-20.79
灯 油 (L)	91,113	227	110,993	276	21.82	21.59
軽 油 (L)	49,248	127	41,705	108	-15.32	-14.96
重 油 (L)	114,000	309	97,200	263	-14.74	-14.89
L P G (m ³)	2,710	16	2,042	6	-26.65	-62.50
合 計	—	3,768	—	3,631	—	-3.64

2 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ・対象施設の建替及び増加によるエネルギー消費量の増加
- ・記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

② 減少要因

- ・公共施設への LED 照明の導入による電気消費量の減少
- ・公用車の台数減少及び Web 会議の増加に伴う公用車利用回数の減少
- ・施設の統廃合及び休廃止による電気消費量の減少
- ・電力事業者の温室効果ガス排出係数の低下に伴う排出量の減少

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

2030（令和12）年度までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、那珂川町の事務事業に伴う温室効果ガスの削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

2016（平成28）年5月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減目標として、「2030（令和12）年度において、2013（平成25）年度比で26%削減」が掲げられ、そのなかでも地方公共団体は40%削減が求められたことから、本計画では、2030（令和12）年度に、基準年度の2013（平成25）年度比で40%削減することを目標に掲げてきました。

2025（令和7）年2月に閣議決定された新たな地球温暖化対策計画では、「2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが掲げられました。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標については、2013（平成25）年度比40%削減から51%削減に引き上げられました。

このことを踏まえ、本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量について、目標年度の2030（令和12）年度に、基準年度の2013（平成25）年度比で51%削減することを目指します。

表 4-1 温室効果ガス排出量の削減目標

項 目		2013(平成 25)年度 【基準年度】	2024(令和 6)年度 【現状年度】	2030(令和 12)年度 【目標年度】
温室効果ガス排出量		3,768 t- CO ₂	3,631 t- CO ₂	1,846 t- CO ₂
基準年度比		—	▲ 3.6%	▲ 51%
※5 参 考	温室効果ガス排出量	—	3,344 t- CO ₂	1,846 t- CO ₂
	基準年度比	—	▲ 11.3%	▲ 51%

※5 屋内水泳場（2022 年度開館）については、基準年度の 2013 年度以降に新設されたことから、参考として、屋内水泳場が無かったと仮定した場合の、経年での温室効果ガスの排出量の削減状況について記載する。

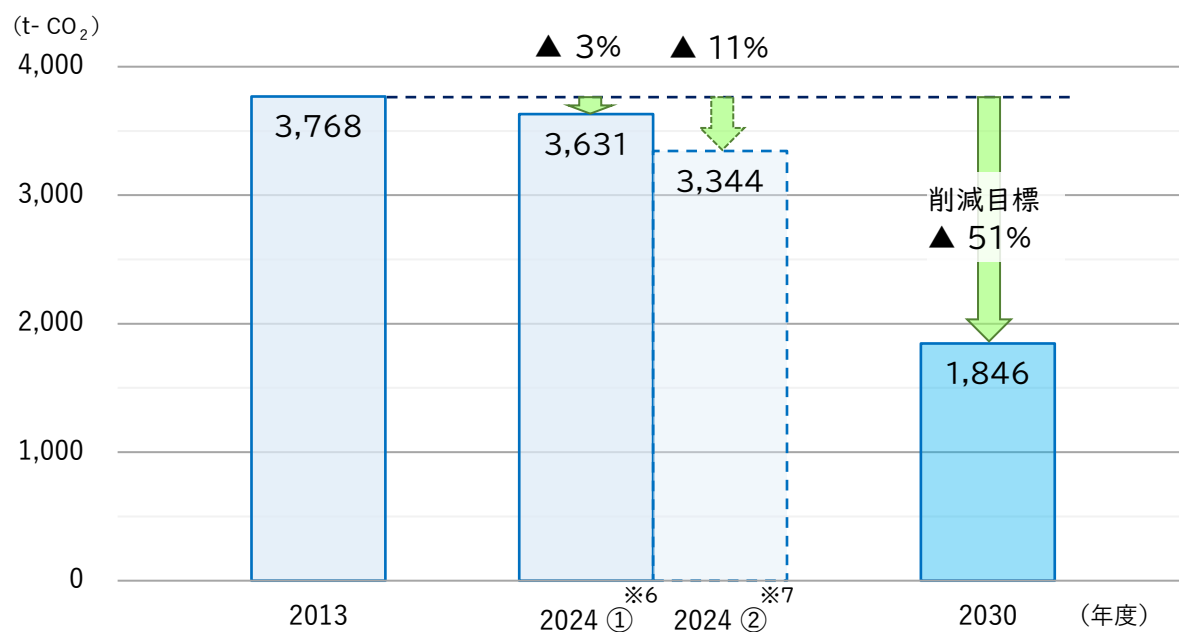


図4-1 温室効果ガスの排出量削減目標

※6 2024①は、対象施設に屋内水泳場を含めて算出した温室効果ガスの総排出量及び排出量削減率

※7 2024②は、対象施設に屋内水泳場を含めずに算出した温室効果ガスの総排出量及び排出量削減率

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に環境に配慮した行動を心掛け、事務事業における省エネ行動に努めます。

2 具体的な取組内容

(1) 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

(2) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで、省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・照明のLED化を進めます。
- ・雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

(3) グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

(4) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

(5) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー、節電等の取り組みを定着させます。

1) 庁舎管理と事務執行

① 電気使用量の抑制

ア 照明の適正な使用

- ・日中の窓際の照明は、執務に支障がない照度が確保される場合には消灯する。
- ・昼休み時間や残業時は、不必要な照明を消灯し、必要な範囲のみ点灯する。
- ・倉庫、湯沸室など断続的に使用する場所の照明は、使用の都度点灯する。
- ・日中の廊下や階段の照明は、通行に支障がない照度が確保される場合は消灯する。
- ・照明器具は清掃や適正な時期での交換を実施する。

- ・照明器具の更新の際は、より省電力タイプのものを選定する。

イ 事務機器の適正な使用

- ・コピー機やパソコンの効率的な使用に努め、未使用時は主電源を切り、待機電力の削減に努める。
- ・電気ポット、冷蔵庫、テレビなど電気製品の台数の削減を図る。

ウ 冷暖房の適正な使用

- ・冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は20℃に設定する。
- ・空調の温度設定に対応した夏季における服装の軽装化(クールビズ)、冬季における重ね着(ウォームビズ)の実施。
- ・エアコンのフィルターの清掃をこまめに行う。
- ・冷暖房中の不必要な窓の開け閉めは行わない。
- ・空調していない部分に通じる扉は、開放したままにしない。
- ・空調機の吹き出し口周辺に物などを置かない。
- ・カーテン・ブラインド、すだれ・よしず、断熱フィルム等を上手に使うことにより冷暖房効率を高める。

② 水道使用量の抑制

節水及び水の有効利用の推進

- ・手洗い、歯磨き時には、こまめに水栓を止める。
- ・水压を低めに設定し、節水コマ等の節水器具を取り付ける。
- ・トイレの洗浄用水について、適切な節水の措置をする。

③ その他庁舎の維持管理

庁舎敷地内等の緑の保全と美観の保持

- ・定期的に樹木や植え込みの手入れを行うとともに、敷地及び周辺的美観の保持に努める。

2) 物品の使用とリサイクル

① 用紙類の合理的な使用

- ・パンフレット等印刷物の作成にあたっては、必要性、配付方法、紙面数等を十分に考慮のうえ、必要最低限の部数に留める。
- ・両面印刷、両面コピーの徹底に努める。
- ・会議資料等は、簡素化を図り、配布枚数の削減を図る。
- ・文書を課内で配布する場合は、用紙削減を図るため、回覧で済ませられないか検討する。
- ・電子メールの積極的活用により、ペーパーレス化を推進する。
- ・省略が可能な添書やファックス処理は省略する。
- ・庁内LANを活用し、ペーパーレス化に努める。
- ・庁舎内会議はペーパーレスを基本とし、紙の使用量削減を図る。

② 再生紙の購入と使用

- ・エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベリング事業対象製品等の再生紙を購入する。
- ・外注印刷物は、再生紙（古紙使用率70%以上、白色度70%以下）の使用を原則とし、表紙等のコーティングは最小限にする。
- ・外注印刷物は、再生紙使用マーク、古紙使用率、白色度を明示する。

③ 資源物のリサイクル

- ・紙類はリサイクルに適さないものを除き、資源物としてリサイクルする。
- ・焼却ごみを減らすことによる温室効果ガスの排出抑制を意識する。
- ・ビン、缶、ペットボトル類は軽くすすぎ、適切にリサイクルする。

3) 物品の合理的な購入と使用

① 物品の節約及び長期的な使用

- ・一層の節約と徹底した物品の在庫管理を実施し、物品の購入は計画的に行う。
- ・反復使用可能な物品については、消耗品の交換や修理により、長期的な使用に努める。

② 環境への負荷が少ない製品の購入・使用の推進

物品等購入に当たっては、省エネ型、節水型の製品など環境への負荷の少ない製品やサービスの優先的購入に努める。

- ・「国際エネルギースター」のロゴ表示のあるOA機器
- ・「エコマーク」「グリーンマーク」等の環境ラベリング製品
- ・再生材料から作られた製品
- ・充てん又は詰め替えが可能な製品
- ・同種の中で相対的に環境負荷の少ない製品
- ・リサイクルが可能な製品

4) 公用車の合理的な使用等

① 環境に配慮した公用車の適切な使用・エコドライブの実施

ア アイドリングストップの励行や不必要な急発進・急加速を控え、エコドライブに努める。

イ 定期的な車両整備の励行により、車両の適正な維持管理に努める。

- ・タイヤ空気圧の調整
- ・オイル等の定期的な点検

ウ 近距離の移動については、徒歩又は自転車を積極的に使用する。

エ Web会議システムを積極的に活用し、公用車利用の抑制に努める。

② 低燃料車・低公害車の積極的な導入

- ・公用車の新規導入・更新に当たっては、電気自動車やハイブリッド車など、環境への負荷の少ない車両の導入に努める。
- ・車両選定に当たっては、低燃費・低公害車を選択する。
- ・新規導入時においては、使用実態を踏まえて必要最小限の大きさの車両を選択する。

③ 職員の通勤等における公共交通機関等の利用

- ・通勤時には、可能な限りマイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車を利用する。

5) 廃棄物の減量化とリサイクル

① 廃棄物量の削減及び分別回収によるリサイクルの推進

- ・分別回収マニュアルにより、廃棄物等の分別収集・資源ごみの回収に取り組む。
- ・分別回収ボックス等を有効に活用し、適切な分別を行う。
- ・個人用ごみ箱を廃止する。
- ・使用済み封筒の再利用を図る。
- ・庁内で出る生ごみは可燃ごみにせず、生ごみ分別収集に出す。

② 廃棄物の排出量の把握と減量化の推進

- ・職員一人ひとりが常に減量化の意識を持つよう、庁舎や事務所から排出する廃棄物の量を計量により把握し、記録する。

③ 適正処理困難物の適切な処分

- ・廃棄されるカーエアコン、ルームエアコン等のクロロフルオロカーボン（CFC）ハイドロフルオロカーボン（HFC）について、適切に回収、処理されるよう指示する。

④ 下水汚泥の再資源化

- ・下水汚泥のコンポスト化による肥料化を推進する。

(6) 建設事業(維持補修を含む)の実施における取組

1) 建築物の建築などにおける配慮

① 省エネルギー・新エネルギー構造・設備の導入

庁舎等の建築物の建築等に当たっては、地域の特性、庁舎等の規模、用途から技術的側面、管理的側面、経済的側面等を総合的に判断し、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入に努める。

ア 省エネルギー構造、設備

- ・外壁の断熱化、高性能熱反射ガラス、ペアガラス
- ・冷却ブロー水の雑用水への再利用、透水性舗装、浸透升等
- ・省エネルギー型の照明器具
- ・高度運転制御可能な空調機器
- ・節水型衛生器具の採用、感知式の洗浄弁、自動水栓等
- ・深夜電力の利用により電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等

イ 新エネルギー設備

- ・太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、地域熱供給システムコージェネレーション、燃料電池など。

② 環境に配慮した建築材料、機器等の使用

- ・建設副産物の積極的な利用を推進する。
- ・型枠の反復使用を考慮する。
- ・建築物の新築に当たっては、クロロフルオロカーボン（CFC）を使用した空調設備等を使用しないこととし、既存のそれらの設備の更新、廃止に当たっては適切な回収、処理を支持する。
- ・施工時期や作業時間帯について可能な限り配慮する。
- ・高効率空調設備の使用を考慮する。
- ・建設副産物の発生の抑制、適正処理を推進する。

③ 周辺自然環境等との調和を考慮した敷地内の緑化の推進

- ・敷地内の緑をできる限り確保するため、既存の樹木、新たな植栽などを効果的に組み合わせ、可能な限り良好な緑地を創出する。
- ・自然環境をはじめとする地域環境との調和に配慮し、地域社会に相応しい環境の保全・創造を心がける。

2) 建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理

① 建設副産物の発生の抑制、リサイクルの促進

- ・建設副産物対策については、栃木県「建設リサイクル推進計画」及び「建設副産物の管理基準」を準用し、取組の推進を図る。
- ・発注者として建設副産物の発生の抑制に努めるとともに、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物の有効利用に努める。
- ・工事間で副産物の相互利用ができるように、工種工期等の調整を図る。

② 建設副産物の適正処理

- ・建設副産物の管理に当たっては、栃木県の管理基準により適正な管理に努める。
- ・請負者に対し、建設副産物の不法投棄防止の指導を徹底する。

(7) 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・DXの推進や事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的取得を推進します。
- ・テレワークの推進やWeb会議の積極的な活用を進めます。

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を着実・効果的に推進し、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、副町長を環境管理統括者とする「那珂川町地球温暖化対策庁内連絡会議」を設置し、職員一人ひとりが目的意識をもって参画します。

(1) 環境管理統括者

環境管理統括者は、副町長をもって充て、環境管理を総合的かつ体系的に推進し、本計画の推進に関する責任を持つ。

(2) 環境管理監督者

環境管理監督者は、環境主管課長をもって充て、本計画の実施、維持及び管理を行う。また、改善・見直しのための提案を含め、環境管理統括者に実績を報告する。

(3) 環境管理責任者

環境管理責任者は、各課局長をもって充て、各課局の環境管理活動を推進するため、本計画の実施、維持及び管理に関し、目的・目標・プログラムを設定し、環境活動推進員に指示しながら、本計画の取組を推進し、環境管理監督者に実績を報告する。

(4) 環境活動推進員

環境活動推進員は、環境管理責任者が指名する者とし、所属の全職員に対して、本計画の実施、維持及び管理に必要な事務を処理し、環境管理責任者に報告する。

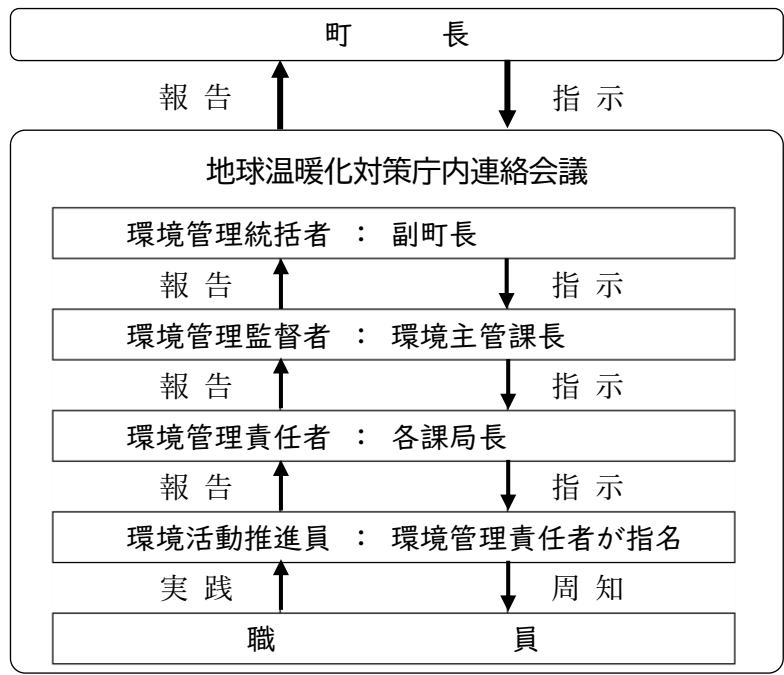


図 6-1 計画の推進体制

2 点検・評価・見直し体制

本計画の基本施策等の実現に向けては、関連計画と連携しながら計画的に推進するとともに、PDCA サイクルによる進捗管理が重要になります。PDCA サイクルにより、施策・取組状況を検証、改善する仕組みを整え、次年度の取り組みに反映させていきます。



図 6-2 PDCA サイクルによる進行管理

3 進捗状況の公表

本計画の実施状況及び温室効果ガス排出量について、町ホームページ等で公表します。



那珂川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2019（令和元）年 11 月策定

2026（令和 8）年 8 月中間見直し

発 行 栃木県那珂川町

編 集 生活環境課 環境推進係

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地

TEL 0287-92-1110